

構造改革特別区域計画

1 構造改革特別区域計画の作成主体の名称

長野県下伊那郡喬木村

2 構造改革特別区域の名称

喬木村福祉有償運送セダン型車両特区

3 構造改革特別区域の範囲

長野県下伊那郡喬木村の全域

4 構造改革特別区域の特性

(1) 喬木村の状況

喬木村は長野県の南部に位置し総面積は66.62Km²であり、うち、山林が総面積の86%を占める山村である。平成17年4月1日現在の人口は7,160人で、平成12年と比べ187人(2.5%)減少している。65歳以上の高齢者は1,996人、高齢化率は27.9%で年々上昇傾向となっている。中でも山間地の高齢化が進むとともに村全体で独居老人や高齢者世帯が増加している。このような中で、村全体の新しい交通システムについて福祉有償運送を含め検討している。

(2) 移動制約者の状況

介護保険の要支援・要介護者

喬木村の介護保険認定状況は、平成17年4月1日現在で285人が介護認定を受けている。65歳以上の1号被保険者が1,996人、そのうち278人が介護認定を受けており、認定率は13.9%となっている。このなかで、重度である要介護3以上の者は107人であり福祉車両による輸送となる場合が多いが、軽度の要支援、要介護1及び2の者は178人であり、ほとんどの場合で福祉車両を必要とする状況ではないと思われる。

介護保険認定者数

(人)

	要支援	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	計
第1号被保険者	37	89	49	27	36	40	278
65～74歳	2	8	9	2	2	5	28
75歳以上	35	81	40	25	34	35	250
第2号被保険者	0	1	2	4	0	0	7
総計	37	90	51	31	36	40	285

身体障害者

身体障害者手帳の交付状況は平成17年4月1日現在で463人となっており、公共交通機関の利用が難しいと思われる視覚障害者が26人、肢体不自由障害者は300人の計326人となっている。肢体不自由障害者の1・2級の者97人については、移動の際に福祉車両が必要であると思われるが、3級以下の肢体不自由障害者及び視覚障害者については障害が重複していない場合は福祉車両を利用する必要はないと思われる。ただし、これらの人たちが公共交通機関を利用する場合は、単独での利用は困難と思われ何らかの介助が必要である。

身体障害者手帳交付者数

(人)

等級	視覚	聴覚	音声言語	肢体不自由	内部	計
1	8	0	0	45	36	89
2	4	14	1	52	0	71
3	3	6	2	66	13	90
4	2	8	0	80	8	98
5	2	0	0	43	0	45
6	7	49	0	14	0	70
計	26	77	3	300	57	463

知的障害者

知的障害者の判定を受けている人は、平成17年4月1日現在で49人である。1人で外出することが困難な中度以上の知的障害者は35人となっている。知的障害者は、交通法規の理解、安全確認などができない者が多く、また、介護者や環境が変わることで、たとえば始めて利用する自動車などに乗ることによってパニックに陥る障害者も多い。そのため、肢体不自由との重複障害がない知的障害者、特に中度以上の者について

は、セダン型等に利用拡大した福祉有償運送が必要である。

療育手帳交付者数 (人)

18歳未満			18歳以上			計
重度	中度	軽度	重度	中度	軽度	
4	3	2	20	8	12	49

精神障害者

精神保健福祉手帳交付状況は、平成17年4月1日現在で32人である。このうち、1級の障害者で引きこもりの傾向があるものにとっては、心を許した介護者が付き添うことで初めて外に出ることができるようになるため、同じ条件で乗ることのできる、セダン型等に利用拡大した福祉有償運送が必要である。

精神障害者手帳交付者数 (人)

等級	1級	2級	3級	計
人数	22	6	4	32

(3) 公共交通機関の状況

村内にはバスが2路線、タクシー業者が1社ある。

バスについては過去に赤字路線のため廃止の検討がされたが、村から委託料を支払い運行を継続している状況である。NPO等によるボランティア輸送としての有償運送の可能性にともない新交通システムの検討を行い、バス事業者と委託料についての交渉を行ったが折り合いがつかず18年3月末に2路線の廃止又は休止となる。費用検討の結果、民間路線バスに代わって、村営バスの運行を行う予定であるが、利便性を考え、バス停の増やバス停以外での乗車も可能とすることを考えても、高齢者、障害者等の移動制約者への自立した移動を確保することはできない。

タクシーの利用について、村では移送支援事業としタクシー利用券を発行している。独り暮らし老人及び70歳以上交通弱者世帯、介護保険受給者、身体障害者手帳1・2級、療育手帳A1、精神保健福祉障害者手帳1級で在宅の者を対象とし、社会参加や通院等への支援を行っているが、それが、必ずしも個人の状況にあった移送支援であるかということ、障害の状況(パニック障害等)によっては不都合を生じている状況にある。

H16年度のタクシー利用券の実績

会社	利用件数	補助金額	備考
竜東タクシー	2,027件	7,368,940円	所有台数 6台 福祉タクシー 1台

5 構造改革特別区域計画の意義

喬木村は、面積の大半を山林が占め山間地は道路も狭いため、バスも2路線のみであり、それ以外の地区は自家用車でしか移動の手段がない。また、自ら車を運転できない移動制約者については、家族の協力が無いと病院等外出もできず、タクシー券等を利用する状況が多くなっている。

福祉車両は、台数にも制限があり、移動制約者の状況に応じては、必ずしも福祉車両による輸送が必要な状況ではない場合も多い。セダン型車両を利用することにより、たとえば、歩行はできなくても座位は保てるが移乗に介助を必要とする場合など、本人の状況を熟知した職員による安心なサービスを提供することができる。日頃閉じこもりがちな移動制約者を社会参加に促し、自立した生活を送ることができるよう支援する。

6 構造改革特別区域計画の目標

移動制約者に対する支援事業として、タクシー券、給油券を支給している。利用の条件や、利用金額に制限があり利用者の納得いくサービスの提供につながっていない面もある。セダン型車両の利用をNPO等ボランティア団体の協力のもと行うことにより、移動制約者の自由な移動による社会参加、また、介護者の移動介助の負担を軽減することとなり、慣れた地域での在宅生活を継続的に行っていくことを支援し、喬木村高齢者保健福祉計画の「“ふれあい”と“ときめき”の村づくり（やすらぎと安心の高齢化社会をめざして）」の実現を目指すことを目標とする。

7 構造改革特別区域計画の実施が構造改革特別区域に及ぼす経済的社会的効果

NPO法人等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両を拡大していくことにより、福祉や医療のサービスを今まで以上に受けやすくなるだけでなく、これ

まで諦めていた地域活動への参加が可能となり、高齢者の介護予防効果等も期待できる。また、家族の介護負担の軽減により、介護者の就労機会の促進が図られるほか、高齢者の外出により買い物等の消費も見込まれる。

8 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

9 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業に関連する事業その他の構造改革特別区域計画の実施に関し地方公共団体が必要と認める事項

(1) 移送支援事業(対象者について再検討)

・実施主体 喬木村 住民課

・対象者(現行)

介護保険受給者 - タクシー券(4000円券又は2500円券 24枚/年)

独り暮らし老人 - タクシー券(820円券 36枚又は24枚/年)

重度心身障害者 - タクシー及び給油券(18枚及び12枚/年)

70歳以上交通弱者 - タクシー券及び給油券(36及び24枚/年)

人工透析者 - タクシー及び給油券(20枚/年)

枚数、金額の違いは地域状況による

(2) 村民バス(現在検討中)

・実施主体 喬木村 教育委員会

・対象者 全村民

・実施予定 平成18年4月予定

別紙 構造改革特別区域において実施し又はその実施を促進しようとする特定事業の内容、実施主体及び開始の日並びに特定事業ごとの規制の特例措置の内容

別紙

1 特定事業の名称

NPO等によるボランティア輸送としての有償運送における使用車両の拡大事業
1206(1216)

2 当該規制の特例措置の適用を受けようとする者

特区内においてセダン型等の一般車両を用いて輸送サービスを実施する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

3 当該規制の特例措置の適用の開始の日

構造改革特別区域計画認定日

4 特定事業の内容

(1) 運営主体

・喬木村内で活動を行う社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人

(2) 事業が行なわれる区域

・出発地又は到着地が喬木村

(3) 事業により実現される行為

・要介護認定者、身体障害者、知的障害者、難病患者等の移動制約者で、あらかじめ運営主体に登録をした会員及びその同伴者に対し、一般車両を用いて有償で送迎サービスを提供する行為。

5 当該規制の特例措置の内容

平成16年度から一定の条件を付して許可されることとなったNPO等による福祉有償運送は、車イス対応や寝台車両などの福祉車両を用いるボランティア輸送に限定している。人工透析患者や知的障害者、座位を保てる移動制約者に対しては、福祉車両を用いる必要がなく、一般車両を用いてサービスを提供することが適しているため福祉有償運送の運行車両を拡大しようとするものである。

(1) 喬木村福祉有償運送等運営協議会の設置

喬木村における社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人による福祉有償運送の必要性や、福祉有償運送の実施に伴う安全の確保、旅客の利便の確保について協議するために、喬木村が主宰者となり、喬木村福祉有償運送等運営協議会を設置する。

運営協議会の委員構成

次に掲げる者の内から村長が委嘱する。

- 1) 長野運輸支局長又はその指名する職員
- 2) 学識経験者
- 4) 活動区域に係るボランティア団体の代表
- 5) 活動区域に係る地域住民の代表
- 6) 活動区域に係る移動困難者の代表
- 7) 活動区域に係るタクシー業者の代表
- 8) 活動区域に係るタクシー運転手の代表
- 9) 村長が指定する職員

運営協議会の開催

- ・協議会、会長が招集し、議長を務める。
- ・協議会は、委員の過半数が出席しなければ開催できない。
- ・協議会の議事は、委員の過半数で決し、可否同数の場合には、議長が決定する。
- ・会長は、運営協議会において必要と認められた場合には、関係者等に出席を求め、意見を聴くことができる。

運営協議会の事務局

- ・運営協議会に関する事務は、喬木村住民課において処理する。

(2) 運送主体

- ・喬木村で活動する社会福祉法人・NPO法人等の非営利法人で、運営協議会の協議を経て、道路運送法第80条第1項の許可を受けた者とする。

(3) 運送対象

- ・福祉有償運送の対象となる者は、会員として登録された以下に掲げる者及びその付添人とする。

介護保険法第7条第3項にいう「要介護者」及び第4項にいう「要支援者」
身体障害者福祉法第4条にいう「身体障害者」

その他肢体不自由、内部障害（人口血液透析を受けている場合を含む。）、精神障害、知的障害等により単独での移動が困難な者であって、単独では公共交通機関を利用することが困難な者。

(4) 使用車両

- ・以下の条件を満たす福祉車両並びにセダン型等の一般車両とする。

使用権限

運送主体が使用権限を有している車両、又は、運転者等から提供される自家用自動車で以下の条件を満たす車両。

- ・運送主体と自家用自動車を提供し当該運送に係る契約が締結され、当該契約の内容を証する書面が作成されていること。
- ・有償運送の管理及び運営、特に事故発生、苦情等への対応について運送主体が責任を負うことが明確化されていること。
- ・利用者に対し、事故発生、苦情等の対応に係る運送主体の責任者及び連絡先が明瞭に表示されていること。

車両の表示

外部から見やすいように使用自動車の車体の側面に有償運送の許可を受けた車両である旨、次のとおり表示すること。

- ・「有償運送車両」又は「80 条許可車両」の文字
- ・文字はステッカー、マグネットシート等による横書きとし、自動車の両側面に行う。

自動車登録簿の作成

運送主体は、使用する自動車の形式、自動車登録番号及び初年度登録年、損害賠償措置、関係する設備又は装置その他必要な事項を記入した自動車登録簿を作成し、適切に管理する。

(5) 運転者

自動車免許の種別及び講習等

普通第二種免許を有することを基本とする。

普通第二種免許を有しない場合は、運営協議会の意見を踏まえ、以下の条件などにより有償運送に十分な能力及び経験を有していると認められたものとする。

- ・申請日前3年間運転免許停止処分を受けていないこと。
- ・長野県公安委員会等が実施する実車の運転を伴う特定任意講習等の講習を受講した者であること。
- ・社団法人全国乗用自動車連合会等が実施するケア輸送サービス従事者研修を終了したもの。
- ・移送サービスマニュアル編集委員会が発行するテキスト等に基づき運送主体が自主的に行う福祉輸送に関する研修を終了した者。
- ・その他移動制約者の輸送の安全の確保に関し必要な知識又は経験を有する者。

運転者名簿の作成

運送主体は、運転者の氏名、住所、年齢、自動車免許の種別、交通事故その他道路交通法（昭和35年法律第105号）違反に係る履歴、安全運転等に係る講習等の受講歴及びその他必要な事項を記入した運転者名簿を作成し、適切に管理する。

（6）損害賠償措置

- ・運送に使用する車両全てについて、対人無制限及び対物1,000万円以上の任意保険若しくは共済（搭乗者障害を対象に含むものに限る）に加入していること。
- ・運送主体として、乗降介助時の事故に対応する保険に加入していること。

（7）運送の対価

- ・一般乗用旅客自動車運送事業及び地域の公共交通機関の状況等地域特性を勘案しつつ、営利に至らない範囲において設定するものとする。上限については、一般乗用旅客自動車運送事業のおおむね2分の1を目安とする。

（8）管理運営体制

- ・運行管理、指揮命令、運転者に対する監督及び指導、事故発生時の対応並びに苦情処理に係る体制その他の完全確保及び旅客の利便の確保に関する体制が、明確に整備されていること。

（9）法令遵守

- ・許可を受けようとする者が、道路運送法第7条の欠格事由に該当するものではないこと。